

Title	明治十五年朝鮮事變の回顧
Sub Title	
Author	武田, 勝藏(Takeda, Katsuzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1927
Jtitle	史学 Vol.6, No.2 (1927. 5) ,p.59(211)- 107(259)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19270500-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治十五年朝鮮事變の回顧

目次

はしがき

- (一) 半島の政情と變亂の動機
- (二) 京城に於ける花房公使以下の遭難
- (三) 仁川に於ける再難
- (四) 英艦の救助と長崎歸着
- (五) 井上外務卿の着關と花房公使の渡鮮
- (六) 濟物浦條約の締結
- (七) 條約締結後の諸件
- (八) 花房公使の歸朝復命

明治十五年朝鮮事變の回顧(武田)

(三)

五九

附

○英艦長への御下賜品

○靖國神社に於ける招魂祭

○墨堤に於ける殉難記念碑

はしがき

明治大正の御代も過ぎ、昭和の聖代に至つて四十有餘年前の『明治十五年朝鮮事變』を今更に、事新しく記述するのは、恰も『古疵をつゝく』が如く何等益なく寧ろ日鮮融合に害あるものと云ふ人もあらうが、合併以來二十年にも及ぶ日鮮融合は、こゝに朝鮮事變の真相を記述する位のことによつて害せらるゝ程の不完全なものではあるまい。

明治の史上に於て朝鮮事變と稱せられるものが二つある。其の一はこゝに記述する十五年の事變で、他は十七年の事變である。前者は我が國の半島國に對する江華島事件以上の重要な外交問題なので、朝野の注目と同情をひき、且つ其の談判の結果は頗る有利なる條件を以て終了した爲に多大の稱賛を博し、猶、當時の錦繪師は争うて事變の情況を巧みに描き出し、且つ芝居に迄も演ぜられる程であつた。然る

に後者は是に反して我が外交上の失策による處が多い爲に外務省當局者に對して朝野の非難が甚しかつた様である。

右の如く十五年の事變は當時に於ては世人一般に知れ互つて居つたが、四十餘年後の今日に於ては其の詳細を知る者は極く稀れとなつた。それ故本事件に少しく縁故を有する筆者が、拙文をも顧みず其の真相の大要をば、事新しく記述して讀者諸彦に紹介し、或は再び記憶を呼び起させるは自分の任務の如く考へられる。又これが幾分なりとも當時この事變に殉難せられた諸勇士の靈を敬慰することともなるならば、望外の幸である。

猶、幸に本稿を記述するに當つては、同事變遭難者の一人川土立一郎氏竝に筆者の老父武田尙(當時、甚太)の實歴談を聽聞する事が出來、殊に當時駐劄辨理公使として本事變遭難の最初より修交條約締結の最後に至る迄關係せられて、一時に其の英名を天下に轟かされた故子爵花房義質氏の令嗣太郎氏より特に其の祕藏たる故子爵の覺書竝に關係參考資料の全部を貸與せられたことは、本事變の真相を詳述にする上に多大の参考と援助とになつた。因つて當初に謹んで深甚の敬謝の意を表する次第である。(昭和二年一月廿七日本稿補訂の節附記す)

(一) 半島の政情と變亂の動機

先づ記述の順序として半島に於ける本事變前後の政情に就いて略述して置きたい。當時半島に於いては、開化黨と守舊黨と稱せられる兩黨派があつて、この兩者は各相對立して常に黨争を以て事となすの情勢であつた。明治九年二月二十六日の江華島條約成立の結果として開化黨は漸次振勢し、遂に政敵守舊黨を威壓し、以て大いに舊制を改革して見るべきものがあつた。即ち明治十三年に統理機務衙門なるものを設立して、其の内を十二司に分ち、領議政李最應を以て統理大臣とし、同時に大院君李是應の設置した親軍統衛營、親軍總禦營、親軍壯衛營の三軍府を廢止し、翌年には十二司を七司に改めて同文、軍務、通商、利用、典選、律例、監工を設置し、各司の長官に王妃閔氏の一族竝に開化黨派の人物を任じたのである。猶、同年に趙準永、朴定陽、高永喜等の顯官縉紳等を選抜して我國に差遣し、國運進展の實況を視察調査せしめるなど大いに半島の文明開化に努力したものである。これに反して守舊黨は氣勢頗る振はず、更に其の内部に於いては李載先^{○李太王の庶兄}等不軌事件等を生じて自ら大龜裂し、益々不振の度を重ねたのであつた。開化黨はこの好期に際して益々軍制の改革を斷行した。この軍制改革はこゝに叙述する朝鮮事變に關係あるもので、即ち明治十四年に從來の五營(扈衛・訓練・禁衛・御營・總戎)を全廢し、翌十五年新たに武衛・壯禦の二營を設置して、李景夏を武衛に、申正熙を壯禦に各大將とし、又別技軍と稱して新式の一隊を設置し、上流子弟の年少者等百名内外を選抜して士官生徒を名づけて是れに入隊せしめ、其の教官として我が國より陸軍工兵中尉堀本禮造等を招聘して其の訓練を委托し京城東部の下都

監を以て其の練兵場に當てたのであつた。(以上朝鮮史
講座參考)

猶、右の別技軍は我が軍隊の規則正しきに驚嘆し、これに模倣して設置せられた新式の一隊で最初明治十四年右五營の兵より約八十名を選抜して編成し、後には上流子弟を入隊せしめ、其の訓練は我が堀本中尉等によつて指揮せられ、初めは城外の慕華館に於て行はれ、次いで平倉・南兵營に移り、後、城内の前記下都監に移つたものである。猶、慕華館・平倉に於いて教練の節は殆んど毎日の如く國王より大官を遣はして其の狀を視察せしめた。

右の朝鮮軍制革新竝に堀本中尉の招聘等に關して參考資料として花房子爵の經歷談竝に公使の外務卿宛報告書案○明治十四年を左に附記して置く。

花房子爵經歷談○子爵花房義實君事略より

十三年に辨理公使になつて行つて、始めて謁見をする時分には、向ふが鄭重な行列をして歩く流儀だから、こちらにも相應に行列を整へなければならぬ。のみならず充分異論の満ちて居る中へ行くのであるから、警護の爲にも相應に儀仗の兵は要るし、旁々で公使の前後は一小隊ばかりの海兵で護衛させて備へて行つた。其往來の有様やら、戻りは時刻も大分經ると旁々で、急いで駄足で戻る。其有様や何かゞ大に又朝鮮の改革を主張する連中、兵を新式に改めなければならぬといふ論を有つて居る人や何かの爲めには、それを見せたのが大層助けをなし、恐れ憚る方には恐れ憚り、又改革を主張する

方の爲めには、實地を見せたので大變感動を起したやうなことがあつた。それで其警護をして行つた人の中には事が能く運べば朝鮮の爲めに教師となつて新式兵を取立てる方の役に就けやうと企て居る。陸軍の士官などは残して置いた人が丁度吾々が戻つた留守中に向ふの新式の兵を募つて新かに練習をする、それを嚮導して取立てるといふことの論緒や何かも立つて居つた。

明治十四年中に朝鮮が新式兵を組織するといふ時分私共は朝鮮を留守にして居つた。其間に堀本工兵中尉が留まつて段々やる。それから尹雄烈といふ人が衝に當つて組織をしようといふことになつて今度はどうやら實施が出来るらしいからといふ消息が分つたので、歩兵大尉の水野勝毅、砲兵大尉の松岡利治が砲兵を併せて騎兵のこともしようといふのでそれを補けて當時歩兵軍曹の千原君が働いたのであつた。私は伍長の岸本といふ者を從者にして連れて行つて其組織が成つたら加へる積りで居つたのである。(二五九頁—一六〇頁)

花房公使外務卿への報告書案

○明治十四年

兵制改革之事忽ニスヘカラサル如ハ先年以來追々勸誘致候得共、常ニ言ヲ左右スル而已ニテ承諾之事ハ無之候處、今度拾數名之撰士ヲ日本へ派出ニ議決スルニ至リ、稍其不可止ヲ知ル者之如ク相見候得共、尙我ニ對シテハ未タ確答モ無之候處、昨年(十三年)信使隨員トシテ東京ニ出タル中軍尹雄烈ナル者ハ武衛營之別選軍官ニ在テ其性忠實且武事ニ篤志ニシテ、國王殿下ニモ追々信任シテ親ク其言ヲ聞レ

候由之人ニ有之、堀本中尉之所へハ屢々來訪シテ質問等モ致候付、我ヨリモ亦深く勸誘致居候處、其同僚忠武營參軍金魯莞ト共ニ上命ヲ奉シテ試旁歩兵一小隊編成之内議相決候得共、清國ニ告サレハ不可行トノ論アリ、或ハ教師ヲ迎ントセハ清國ニ請サルヘカラストノ論モ有之、兎角廷議一定難致候付、拙者ヨリ政府へ促シ吳度トノ内談有之、卽京畿觀察使、禮曹判書等へ面談候未、尙別紙甲號ヲ以禮曹判書竝ニ機務府軍務司經理へ當テ其事之忽ニスヘカラサルヲ説キ、特ニ教師ヲ迎ルノ前、先ツ我館僚堀本少尉ヲ迎テ之ヲ練修セハ時月ヲ擴待スルニ勝ルヘキ段相勸候處、乙號之通堀本ニ商議スヘキ段答來リ、卽日去九日ヨリ莫華館清國册封使之來去ニ當テ國王親ヲ送迎之禮ヲ行ル、所、迎恩門傍ニ在リヲ假教場トシ、堀本少尉武田甚太郎ヲ伴ヒ日々出張、巡查中ヨリモ小林志津三郎、田中明石次郎、拙者從樸岸本清賢共ニ其補助ヲ爲シ教授致居候、兵數ハ八拾餘名ニテ五營之兵ヨリ志願者ヲ採テ特選シテ編成シ武衛營ニ屬セル者也、武衛ハ親軍ニテ卽近衛也、然ルニ右場所ハ周圍牆壁モ無之、且北京之孔道ニ當リ、觀者堵ノ如クニテ譏笑嘲哂ヲ爲ス者アリテ、卽地捕狩杖撻ヲ要スル等ノ事モ不少ニ付、漢北門内門橋アル所へ教場ヲ定ヘキ筈之由ナカラ、是亦難決由ニテ、拙者ヨリ促シ吳度トノ内談有之候丙號ヲ以テ之ヲ促シ置候處、丁號之廻答來候付、不日一定可致、漢北門内ニハ倭戎廳宣惠廳等廣大之家モ有之故、右等之内ニ相定候事ト被存候、右一定之上ハ兵士モ入營留宿之積之由、尹、金等ハ相唱居候、去十三日ニハ訓練大將申正熙慕華館ニ來リテ練兵ヲ檢閲シ兵士一同ヘモ少シツ、錢ヲ與ハテ獎勵之意ヲ表シ、堀本始ヘモ厚ク謝詞有之、拙者モ

於同所面會致シ、互ニ謝詞祝詞之應答致候、右申正熙ハ申憲之子ナル由ニテ江華條約之兩大臣竝ニ宮本野村等之安否ヲモ相尋、歸宅後父ニ語ルヘキ旨モ相語候、右ハ交際上數年勸誘之一結果ニ付別紙往復相添一應及上申候、此餘技術ニ關スル分ハ堀本ヨリ參謀本部へ報告可致候付茲ニ畧之。

當時朝政は親政ではあるが、其の實王妃閔氏竝に其の權威に左右せられ、王室はたゞ遊宴逸樂を事とするのみで、國庫は自ら日に窮乏を來たし、遂に舊軍兵卒の俸料米も給與し得ず、積つて十數ヶ月にも達した。彼等兵卒は屢々其の給與を哀訴するも政府は少しも顧みぬ爲に、自ら不平憤怒の聲甚しくなつた。こゝに於て都捧所は止むを得ず僅かに其の一ヶ月分を支給したが、其の俸米は倉吏の爲に私利を貪ぶられて和砂或は紅腐のもの多くして食ふに耐へぬものであつた。こゝに於て訓練軍兵卒は大いに激昂し、軍資監に雲集して其の倉吏を殺害した。然るに其の倉吏は閔氏の私人なる爲に宣惠堂上閔謙鎬は怒つて其の首犯數名を捕縛して將に處刑せむとした。時に亂軍卒五千は是れを知つて益々激奮し、一時に其の營内に入つて軍庫を打破し各々武器を手にして、將に内亂に變ぜむとする勢であつた。國王李熙○李太王は是を聞いて驚愕し、直に其の責任者なる都捧所堂上沈舜澤、宣惠堂上閔謙鎬の職を免じて亂兵を鎮撫せむとした。然し彼等は最早や之に満足せず、更に之れに時勢に不滿の徒或は浮浪者等も加擔して勢ひ遂に内亂と化した。この時先きに開化黨の爲に地位を失ふた士或は其の改革を喜ばざる徒等は積年の怒憤を雪ぐの時至れりと盛んに彼等を陰に陽に煽動教唆し、殊に多年失墜の地位にあつて憤怒不滿の間に

閑臥を隠忍しつゝあつた生父大院君は好期逸す可らずとなし、不満の士と共に陽に煽動し、彼等に王妃
閔氏竝に其の一族の殺戮と我が公使館の襲撃とを命じた程であつた。彼等亂兵暴民は直に其の命に従ひ、
分れて其の一隊は閔謙鎬、金輔鉉を始め權威閔氏等の家數十を打破し亂暴狼藉を極め、一隊は王獄を開
放して罪囚を失ち又各處の寺刹を燒毀し、是れが爲に避亂の市民四方に奔狂して滿城鼎の沸くが如く、
他の一隊は新兵の營所なる下都監に走せた。この時下都監軍内にも内々亂兵と相通ずる者があつて、遂
に其の教官我が堀本禮造中尉を虐殺し、引續いて南大門邊で我が朝鮮語學生○朝鮮語學研究の留學生池田平之進、岡内
恪、黒澤盛信の三名を打殺した。暴徒はこの虎勢に乗じて遂に西大門外清水館なる日本公使館に喊聲と
共に麤集し來つたのである。時に七月廿三日(陰曆六月九日)の午後であつた。(公使館襲撃以後に就いては節を
改めて記す)

右の亂兵暴民は其翌日未明雲峴宮に赴いて大院君に大訴し、進んで昌德宮敦化門に闖入し、寢殿に於
いて閔謙鎬、金輔鉉等の閔氏の權威數名を亂殺し(李最應は傷ついて翌日死す)且つ王妃閔氏を害せんと頻りに搜索した。
時に一亂兵は閔妃とは知らずこれを執へて宮門を出でむとした處、兵丁金聖澤は機智を以て『それはお
れの妹だ』と呼び辛して閔妃を救ひ出し變粧せしめて武監洪在濤と共に護衛し、忠州の閔應植の郷第に
走つた。(閔妃はこの變亂の鎮定する迄こゝに隠れて、盛に回復策を案出し、亂の鎮定後、九月十一日(陰曆
八月一日)に漸く還宮したが、その間は亂兵に殺害せられたものと傳稱せられ國民は喪に服して居つた。)

大院君はこの期を逸せず、遂に政權を掌握して再び攝政となつて開化黨の設置した統理機務衛門に武衛、壯衛の二營を廢し、舊五營及び三軍府を復した。(陰曆七月十日)又閔妃の行方の不明なるを以て薨去せるものとして其の衣櫛を以て葬禮を行つた。(十一日)其の後清國にてはこの政變を知り内亂鎮撫を名として(陰曆六月廿九日)に清國水師提督吳長慶に兵五千を附して渡鮮せしめ、吳長慶は亂魁十名を殺害し、城内の鎮撫に務め、後其の指喉の頭目大院君を虜として清國に拉致した。これを彼には『壬午の政變』と云ふ。

以上は變亂と閔氏一族の迫害、大院君の政權掌握と清國拘送の大意にして、本文の序節とでも云ふ可きものである。次に節を改めて亂兵暴民の清水館(我が公使館)の防圍より花房公使以下の遭難退去の狀を順序に詳述することとする。

(二) 京城に於ける公使以下の遭難

前述舊軍兵卒の不滿激昂と閔妃竝に其の權威の虐政專横に對する不平怨恨等が、相混じて忽然として内亂となつて爆發し、王都京城は見る間に慘憺たる流血の巷と化し、其の餘波は引いて駐劄の我が公使以下に及んだのであつた。これ全く野心滿々たる陰謀家大院君の教唆に出でた事は明白な事實である。

城内に於いて殺戮破壊横行蹂躪の數々を盡した亂暴民は其の餘勢を以て其日^{○廿}午後、城外の清水館な

る我が公使館を包圍し始めたのである。

是れより先に、一鮮人は倉皇として一書を公使館に携へ來たので、花房公使以下は不審の念を抱きつゝ開封するに、下都監にて我が堀本中尉等と共に新軍教練に従事する領官尹雄烈よりの密報であつた。

尹雄烈は日本黨で、後、果進して陸軍大臣となり、併合の節男爵を授けられた。即ち

葱擾不得提長、而亂類輩作黨與兵隊、今爲和鬪、似有犯于日本諸公之慮、諒煩先自防備、而若有直犯肆惡之境、雖放銃使劍、謀避患難如何

領官等

○右の書は當時遭難の節、警部岡兵一懷中せした爲、幸に失はれず、今花房子爵家に表装の上珍藏せられて居る。猶それに一行の石幡貞翁の識語が附せられ、又その箱書には『領官尹雄烈命監官李範晉作、令兵員送公使館云』と記されてある。

本書を讀了つた花房公使以下は少しも狼狽の色なく、直に一堂に會して臨機の處知を議し公使は『若し暴徒の輩が襲來すれば、朝鮮政府は責任上軍隊を派遣して我等を衛護すべきであるから、兎に角暫時騷亂の様子を見る方がよい』との意見であつた。然るに間も無く下都監内の我が留學生に使用せられて居る一鮮童は急走して飛込み、前記語學生池田・岡内・黒澤の三人が南大門附近に於いて暴徒の爲に無慘にも打死された事を告げた。○老父曰く、毎週日曜日には下都監に於て勉學の留學生等は晝食を公使館にする例になつて居り、この日、丁度日曜日なる爲に前記三人は公使館に赴く途中であつた。公使以下は驚いて直ちに其の様子視察の爲に二等巡查川上堅輔・同池田爲善・三等巡查本多親友の三名を選んんで派

遣した。(この三名は遂に生還せぬ。)又城内騒亂の様子を見むが爲に陸軍歩兵軍曹千原秀三郎(後に少佐となる)並に二等巡查宮鍋太郎の兩人を館の背後の山に登らせた。○祖父曰く、背後の山に登れば城内の様がよく見えた。間も無く山に登つた兩人は還つて告げるに『京畿監營の近傍はたゞ塵氣空に満ちて、少しも景況がわからぬ』と。これと相前後して差備官李承謨態々馳せ付けて避難を促した。然し公使以下は答へて『政府は宜しく兵を發して我等を護衛すべきであるから、此旨を還つて京畿觀察使に告げよ』と、彼は諾して去つた。

かゝる内に、何時とも知らぬ間に、館の前後には暴徒押寄せ、それに見物の者も交つて其の數早くも一二千に達し、時に午後五時半頃であつた。彼等は頻に鳴鑼・吹角喊聲して盛に矢石銃丸を飛ばした。公使は彼等に弱點を示めさぬ爲に、命じて館の正門を開いて二等警部岡兵一等をして守備せしめ、又裏門には千原軍曹等をして警戒せしめた。其の内に暴徒は館内の一屋と其の附近民家に放火したので外務七等屬淺山顯三(對馬の勇士にして、鬼淺山と呼ばれ、後に正七位勳六等となる)巡查小林志津三郎等は短銃を振つて其の放火者數名を狙撃した。因つて暴徒は一時躊躇した模様であつたが、再び罵聲と共に放銃飛石して毫も退散せず、却つて増加する程であつた。

少しく餘談に亘るが、當時の一人留學生川上立一郎氏(後に朝鮮總督府通譯官等に歴任)は語るに、『當時武器としては公使館内にたゞ短銃二個と各自の護身の刀劍とあるのみで、自分は夏の事であつたから、湯衣に褌をかけ、頭は手拭で堅く包んで飛石等の用心にあて、後山の竹藪から青竹を切つて來て急いで竹槍を作り、是を

手に携へ、腰には日本から持参した日本刀を差して居つた。一同の中、軍人以外は皆なこんな武装で身を堅めて居つたものであつた』と。

この間、鈴木金太郎・飯塚玉吉・中村卯作等は夕飯を炊き一同交代でこれを濟ませ、時に陸軍歩兵大尉水野勝毅(後に大佐、對馬警備隊司令官等歴任)は起つて軍刀を抜いて『我有寶刀三尺強、血痕難認幾星霜、京城今夜一宵夢、紫電光中斃犬羊』と吟じ乍ら舞ひ、又他の一人も續いて舞ふなど一同の沈勇實に敬服すべきものである。

其の内四隣の民家を焚く火勢は益々強烈となり、遂に公堂(西爽軒)に迄延焼せむとして、館内全く危険となり、先刻來鶴首して居る朝鮮政府の護衛兵も頼みなく、館内に踏止まつては愈々防禦の術なく、ただ塵殺せられるのみである。是に於いて一同進退に就いて評議したる處、中には『國旗の下に館と運命を共にすべし』と主張する者もあつたが、公使はこゝに至れば止むを得ず館を放棄して包圍の暴徒の中に切出して血路を開き、先づ京畿觀察使の營に赴いて其の保護を請ふべし、若しも同府使に於いて保護する道のなき場合には、王城に走せて國王と安危を共にせむと唱へたので、一同皆な公使の意見に従つた。この時幸にも黄昏より雨が降り出した爲に、彼等の幾分は離散したので、この期を失せず一同廿八人隊伍を整へ部署を定めて公使を中央に擁して、其の傍に鈴木金太郎は我が日章旗を掲げ、先鋒として岡・淺山の兩人、後殿として千原・水島義兩人各々警戒防衛し、海軍軍醫佐川晃は石油を公堂にかけて火を付け重要書類を投込み火焰の昇るを見て一同拔刀決死の覺悟を以て呐喊して正門より大路に出で、立

ちどころに道を遮る賊凡そ二十余名を打ち斬つた。賊はこの勢を見て畏怖狼狽して幾分四散した。(一行の中淺山屬・岡警部の兩人は最も多數を斬つたと聞いて居る。)時に夜は十二時近で、一行の氏名は左の通りであつた。

○ 辨理公使花房義質・書記官近藤眞鋤・陸軍大尉水野勝毅・海軍中軍醫佐川晃・外務四等屬石幡貞・同二等警部岡兵一・同七等屬淺山顯三・陸軍軍曹千原秀三郎・外務御用掛大庭永成・同會庸輔・同一等巡查小林志津三郎・同廣戸昌克・同二等巡查遠矢庄八郎・同五十嵐惠吉・宮鍋太郎・同三等巡查横山貞夫・公使館雇水島義・同川上立一郎・同鈴木金太郎・同中村卯作・同飯塚玉吉・海軍看病夫鈴木利作・語學生近藤道堅・同楓玄哲・同樋口將一郎後、多田桓・公使徒者今西義成・近藤書記官從者宇野助右衛門・水野大尉從者奥山錫序で乍ら左の五名は當日早朝、濟物浦居留地取調の爲め同地に出張した。

陸軍砲兵中尉松岡利治・外務御用掛杉村濟・同久永三郎・語學生武田甚太郎・公使館雇高尾顯三

一行は先を追ひ後を拂ひ乍ら漸くにして京畿察使の營に赴き、其の大門を潜くるに不意に門樓の上より瓦礫を投ずる者があるので、小林・淺山兩人は短銃を以て之を追ひ、又一名を斬り、更に進んで三門を過ぎて、宣化堂(觀察使の正堂)に至つた。處が何ぞ圖らん一つの人影をも見ぬので、止むを得ず再び大路に戻り、王宮に赴いて國王と生死を共にせむと南大門迄で急いだ。然るに門は堅く閉して開かぬ爲に淺山屬は門を敲いて門將を大呼したが何等答ふる者もない。仍つて公使は淺山屬に命じ、鮮語を以て左

の如く聲高く繰返して呼ばはしめた。即ち

日本公使以下は亂民の襲撃に遭ふたが、政府から之を救護するといふ手段を盡されぬから、止むを得ず引上げる。今王宮迄行かうと思つたけれども、門が締つて通ることが出来ぬから、之より引上げる。

こゝに於て一行は止むを得ず楊花鎮に赴いて後圖を議する事とし、同地を指して急いだが、豪雨は猛烈に降つて、道路は泥濘と化し、加ふるに暗黒で咫尺を辨せぬので屢岐路に迷ふた。時に回首すれば遙に我が公使館の炎燄天を焼くを見るのみで、實に物凄き光景であつたと。

い方向を知つたが、後には雨のため
濕つて點火せず實に困難したと。

○川上氏の談に據れば、暗夜の道を初
めの程は各自携帯のマツチを點火しつ

廿四日の未明に一行は辛うじて目的の楊花鎮に辿り着いたが、其處の鎮將は一行のたゞならぬ様子に只驚いて居るのみあつた。公使は『こゝで立退くと云ふ所以をば書面に認め以て國王に言上の途を附けて、一先づ仁川迄引上げやう』といふ意見で約一時間程こゝに留まり、鎮將より筆墨や紙などを借りて左の如く同文司經理事京畿道觀察使に書を寄せて是を鎮將に托し、仁川を指して再び急いだ。然し渡川場に行つて見ると、時間の早いため舟夫が出て居らぬので、止む得ず舟を奪つて淺山屬が櫓を揺し辛うじて渡川した。

自揚花鎮寄同文司及京畿觀察使書

本日午後五時、亂民有數百、圍繞公使館、放火攻撃、矢石銃丸雨下、館員盡力防禦、經七八時間、終

無貴政府派兵救援之事、故自開一血路、先到觀察營、欲賴保護、而無人爲應接、更欲自南大門趨大闕、而門鎖不開、不得止欲赴仁川府、取路於當鎮、玆裁一書、托鎮將轉達之望、貴政府、速派兵彈壓暴徒爲計、敬具

明治十五年七月廿三日辦理公使花房義質

同文司經理事李載冕閣下

同文司經理事趙寧夏閣下

京畿道觀察使金輔鉉閣下

午前十時比に富平の成谷里に達し、一民家に入つて少憩し、麥飯を食うて漸くに空腹を充たし、互に激勵し合ひ乍ら再び降雨を衝いて午後三時頃仁川府使の營に到達した。(一行はこの時迄幸に損命するものもなく、たゞ佐川軍醫左股に小疵を受けたのみであつた。)

(三) 仁川に於ける再難

仁川府使鄭志鎔等は一向に京城の急變を聞知せぬ様子で、其の詳細を聞いて大いに驚愕し又公使以下とは屢面晤した事もあるので極めて懇懃に一同を接待し、早速に衣服食物を給與し政廳を以て公使等の休憩所に充て、別に門外の一官舎を明けて巡查等の休憩所に充てなどして、鄭重な取扱なる爲に一行恰

も『地獄に於て佛に遭つた』歡喜と安心を以て早速に濕衣を脱して焚火に乾し、或は前夕來の疲勞を休めむが爲に横臥した。然るに凡そ三十分を經過して銃聲は一時に轟き彈丸は瓦礫共に戸窓を破つた。これ即ち府兵の亂徒に内應した爲で早くも巡查廣戸昌克・宮銅太郎等數名は殺死され、遠矢巡查は僅に身に襦袢を著け徒跣で白刃を提げ、又五十嵐巡查も同じく徒跣で踉蹌として刀を杖にし共に滿身流血に染まり乍ら急を公使等に告げ、横山巡查は亦創を負ふも勇を振つて門を閉ぢて賊を防ぎ乍ら再變を告ぐ、時に淺山屬急ぎ出して短銃を放つて共に防いた處、賊の放つ彈丸其の股を傷付けた。○川上氏曰く、この時殺傷に居つた人達で、何れも横臥して疲勞を醫して居つた爲め、かく無慘な最後を遂げたものであつた。公使は同じく横臥して居つたが飛び起きて、府使より借用の朝鮮服を脱するの暇も無く、其の上に洋服の上衣のみを着け劔を帯びつゝ、殘餘廿二人の人々と共に一門より吶喊して切出し縦横無盡に白刃を閃めかして賊徒を斬り乍ら濟物浦今の仁川の路を指して走り、背後より『花房公使々々』と大叫し乍ら追躡する賊徒を斬り拂ひ乍ら又負傷者を扶掖し乍ら濟物浦の路に出た。

血路を開いた一行が濟物浦に赴く途中外務省御用掛久水三郎（今猶健在、領事朝鮮總督府府尹局長に歴任）語學生高雄謙三（後朝鮮總督府通譯官）の兩人馬に跨つて飛來するに遭つた。○老父曰く、一行仁川府に着くと、早速に岡警部は公使の命で、濟物浦の居留地測量の爲に出張中の人々に急變を報じたので、一同驚いて仁川府へ駈付けた。

そこで早速久水の乘馬に楓玄哲を乗せて船の準備の爲に濟物浦に急がせ、又高雄の乘馬に公使と足部に負傷した淺山屬とが跨つた。○川上氏曰く、公使は淺山屬の傷を心配して馬をすゝめたが、淺山屬は堅く辭して乗らぬ爲め、遂に兩人が一馬に跨ることとなつた。すると間も無く

松岡中尉、御用掛杉村濬（後、全權公使に昇任し、現に全權公使として）並に武田甚太郎（筆者の老父、朝鮮總督府通譯官、有栖川宮附宮内事務官、宮内省職）

譯官等を務む。今猶ほ健在。にも會した。この三人は引還して公使と共に濟物浦に向ふた。この間公使等は途中で濟物

浦居留地測量立會の爲に出張の高永喜(後に大藏大臣、併合の節子爵)が變を聞き駕籠を急そがせて仁川府に馳

せ付けるのに會したが、話をする暇もなく僅かに變を報じて別れた。○老父曰く、この途中鮮人達の話に、南陽灣遊

云ふ事を聞いたので、それは兼れて聞及んで居る英國測量船フラインク、フィッシュ號であらうと思はれ、一同大いに元氣附きた。其の救助のみを一縷の望として濟物浦へと急いだのであつた。

一行相前後して薄暮漸く濟物浦の海濱に到達したので、早速一小舟を奪取して是に飛び乗り早く月尾

島に渡らむと心は急くも潮流矢の如く、加ふるに衆皆な疲勞に疲勞を重ねて力なく眼前の月尾島に達す

るに相應に時間を要した。○老父曰く、この時舟に櫂かひが無いので一同白刃を以て楫に代へ、公使以下凡そ十名は先に

渡り、殘餘の者は少時遅れ辛じて到達した。○老父曰く、公使の命で朝鮮船を備うて後より来る人々を迎ひに再び濟物浦に

が追ひ來て各々炬火を點じ、盛んに一行を探して居つた。是日仁川府再遭難に於いて戦死した人々は、先の廣戸宮兩巡查の外に、水島御用掛

近藤語學生・鈴木金太郎・飯塚玉吉諸勇士であり、負傷者は數名あつたが、遠矢・五十嵐の兩巡查は重傷で

殊に遠矢巡查は長崎に歸着の後病院にて遂に没した。

(四) 英艦の救難と長崎歸着

月尾島に辛じて渡つた一行は疲勞を休める暇も無く、直に鮮人の船を雇入れ、米水を僅かに用意して

是に全部乗つた。

○老父曰く、公使の命で船を備ひに行き、鮮人に詐つて今日豊島に日本船が到達したので、直ぐ出迎に行くから、大急ぎで船をば準備して貰ひたい、その代り金は幾らでも遣からと話した處、彼等は早速に用意して海岸に行つた。

が、一行の服装は鮮血に染み、傍には流血淋漓たる負傷者が横たはつて居るので驚いて逃げ出した。そこで一同彼等を捕へ白刃を抜いて威嚇し漸くにして船を出したのであつた。船は五十石船位の大いさで十時頃に至つて出帆したが折悪しく潮流の爲めに約二海里を離れたのみで止つた。一行はこの間船中で生還の法を評議したが、先づ風説による南陽灣沖邊に碇泊の外國船に救助を乞ふ爲めに其の所在を探索し、若し不幸にして遭遇せぬ場合には如何になすかこの問題に就いて種々の意見があり、一は豊島に寄つて充分に食料薪水の準備を整へて沖に出て、芝罘或は上海航路に漂ふて其の航路船を待つと云ひ、或はこの船は沖に漕出せば顛覆するの憂があるから半島の西海岸に沿ふて釜山に到るべしと唱へ、中には救助せられる見込が無ければ一同切腹すべしと主張するものもあつて議論を重ねるのみである。翌廿五日朝船は落潮に乗じて揚帆したが、運悪く逆風の爲に再び錨を下した。船中には火急の際の事で食糧としては僅かに白米四斗と水三石計の準備なので食事を二度に減じ然かも一回につき一碗の粥を二人にて吸ふこととした。○老父曰く、負傷者のみには普通の飯を炊いて與へた。

廿六日の曉漸くに風を得て錨を上げた處、適々南陽灣より歸航の一朝鮮船に遭遇し、早速呼び止めて異國船の所在を質した處、其の船夫は昨日其の船をばブルチー島附近に目撃したと答へたので、一同大いに元氣付き歡聲を發する者さへあつたが、是日又運悪く海霧甚だ深く咫尺を辨せぬ程で船の進行を缺き、一同たゞ瘴霧を叱咤怨嗟するのみで何人も是れが半日後、意外の天祐となるとは夢想だもしなかつたのであつた。然るに午後に至つて幸にも瘴霧晴れ渡つた處、意外にも早く眼前に正しく三橋の異様船

を遙望したので、衆皆な控舷雀躍し始めて蘇生の思をなし、早速京城退去以來携へ來た我が公使館掲揚の國旗を打振り乍ら大聲して頻に救助を求めたが、未だ距離が遠くて彼れの耳目に達せず、午後三時船の近づくに及んで船長以下始めて國旗を認め、怪んで先づ小蒸汽船を派した。小蒸汽船の組乗員は初めの程は一同の綻裂血痕附着等を怪異して居つたが幸にも兼ねて多少交際の英人も居た爲に話も好くわかり、早速公使書記官數名を是れに移乗して本船に連れ歸り、殘餘の者は安心して朝鮮船を遭がせて行つた。是れぞ正に天祐、神明の加護と云はずして何であらう。猶、老父の談に據れば一行の救助せられた英艦の碇泊地は沿溜島と稱して濟物浦を距ること十五海里で、同艦は本日早々他方面に出帆の豫定の處、生憎朝來の濃霧の爲に止むを得ずこゝに其の晴れるを待つて居つたといふ事で、全く天祐で、先きの濃霧の禍もこゝに始めて福と轉したのであつた。又幸に公使と同艦長とは面識もあり、又久水三郎の如きは同艦が曾て我國沿海測量の節通譯として乗組んだ事もあつて、艦長以下乗組員は遭難の顛末を聞いて非常に同情し早速一同に食物竝に將校の洋服を給與し、負傷者は夫々軍醫より厚き手當を受け、又艦長室を明けて公使書記官の室に充てなど非常に懇切であつた。○川上氏の談に、英艦に上ると、早速パンと砂糖を貰ひそれに湯をかけて數杯を平らげた。

公使等は先きに英艦に救助せられると早速に朝鮮國王へ難を避けて此に至る事由竝に近日再渡の趣意を告げる書を作り、又同文司・觀察使へ死者の埋葬と生死不明の者の救護とを依頼するの書竝に堀本中尉に送る書等を各々作り○水野大尉亦堀本中尉へ一書を添ふ。一同の乗つた朝鮮船の水夫に托し觀察使營に轉達せしめ、又其の

水夫一同へは謝禮として銀貨百圓を與へた。

○川上氏の談に、公使館退去の節一行は各自ポケットに途中の用意として銀貨を携へて居つた。猶ほ水夫に與へた金は其後朝鮮政府で沒收したと云ふ。

公使の國王に贈つた書は左の通である。即ち

英國軍艦ヨリ飛奏書

日本國辦理公使花房義質敬

奏義質向自奉我國

皇帝陛下之命、駐劄于 貴輦下未數月也、何料本月廿三日遭亂民火攻清水館、矢石銃丸雨下、隨員盡力防禦至干夜、切望 貴朝廷派兵救援、而終無其事、故欲開一血路入候、大闕、而崇禮門關矣、不得止避到仁川府、欲賴該府保護、而府兵亦與亂賊合、再被襲擊、隨員多死、勢遂不可防、再避到濟物浦駕舟、幸遇英國軍艦、今將歸報本國、伏惟義質奉命駐京忽遭此變、卒然歸國、遺憾何極、隨員中雖有生
死未審者

聖注所及必信、各得保其身命也、茲特飛奏此由、餘將近日再涉有進謁之期、仰祈聖鑑、併頌

寶祚萬安

明治十五年七月廿六日於英國軍艦飛魚號

日本國辦理公使花房義質敬

奏

艦長は公使等に今後の考を質したので、公使は一刻も早く本國政府にこの急變の顛末を報し、其の命令を仰ぐ必要あれば、電報のさく處に急ぎ度き旨を話した處、艦長も亦尤であるとして速に快諾し長崎に向ふ事に決した。午後六時早速拔錨の命令を傳へ、且つ信號花火を打揚げて測量の爲め本艦を離れる諸艇に各各歸艦を告げたが、遠方に赴いた艇があつた爲に全部歸艦したのは午後八時過で本艦は十時に出帆した。艦は其翌々廿九日の夜十一時半長崎港に到着し、一行は直に上陸、かねての定宿土野屋に赴き、其中數人は急いで電信局に馳付け、船中にて豫め起草の電文を以て事變を外務卿に報知した。其の第一回の電文案左の通である。

本月廿三日午後五時、激徒數百人不意ニ起リテ公使館ヲ襲撃シ、矢石銃丸ヲ飛ハシ、火ヲ放チ燒キタテリ、盡力防禦七時間ヲ經タレド、政府ノ援兵來ラズ、一方ヲ切り開キ王宮ニ到ラントスレ共城門開カズ、已ムヲ得ズ仁川府へ立退キ休息スル内、同府ノ兵又不意ニ起リテ襲撃シ、巡查二名即死、三名手負、外ニモ死傷アリ、漸ク切抜ケ濟物浦ヨリ船ニ乘リ、二十六日南洋沖ニ而英吉利測量船フラインブ・フヒスニ出合ヒ、丁寧ナル扱ヲ受ケ、手負迄モ無事只今長崎へ到着セリ、右二十三日ハ激徒王宮及閔臺鎬・閔謙鎬ノ宮ヲモ襲ヘリト聞コヘ、殊ニ仁川ノ事モアレバ、釜山・元山モ汕斷シ難シ、保護船盤城艦今元山ニアリ、外一艘直ニ釜山へ遣ハサレ、保護旁京城其後ノ模様、國王竝ニ政府ノ變化安危如何ヲ聞知セラレタシ、京城向後ノ處分ニハ、充分ノ護衛艦護衛兵ナクテハ叶ハズ、進退御指揮ヲ待ツ、

近藤書記官・水野大尉外二十四人長崎歸着、堀本中尉外八名生死不明

七月三十日午前十二時三十分

外務卿井上馨殿

長崎 花房 義 質

(五) 井上外務卿の着關と花房公使の渡鮮

花房公使よりの電報、東京に到達するや、朝野の驚愕奮激例ふるものなく井上外務卿は下關に赴いて指揮を爲す事となり、諸新聞紙は筆を並べて公使以下諸士の勇敢を稱賛し、錦繪師は先を争つて其の變況を想像乍らも巧みに描き出して到る處の繪草紙屋の店を飾り、中村座にては早速に其の遭難狀況を演ずる等、一同の勇名天下に轟き渡つたのであつた。追記、國民の中には親ら出征を請ひ或は金穀を献じて軍資に當てむ事を願ふに至つた。これ等は條約締結後夫々嘉賞せられた。

長崎に到着の英艦は翌卅日英國公使パークスの命令によつて歸還の久水高雄兩人を乗せて再び仁川に航海する事となつた。これは英公使特別の厚意による。右兩人は即ち外務卿の命によつて變後に於ける京城の動靜視察竝に

堀本中尉以下の安否搜索の爲に該地へ赴いたものである。この日殘餘長崎待命の公使以下は當時の服裝を以て記念撮影をなした。現時中學教科書に掲載の寫眞は即ち是れである。又公使は命の如く翌卅一日夕安寧丸に便乗して八月一日下關に至つた。時に盤城艦朝鮮西岸の元山より還り安邊に於ける我國民の

被害を報じた。翌二日政府は該艦を釜山に遣し、杉村濬を便乗せしめて其地方の形勢を視察せしめた處、四日歸着して暴徒の我が公使館のみならず宮闕を犯し、閔妃昇遐の風説を報じた。

(當時閔妃は大院君の爲に毒害されたと傳へられ菊

池三溪の本朝虞初新誌始め諸紙に記されてある。)五日仁禮海軍少將・宮本大書官等金剛艦にて下關に來着し、是日近藤書記官外二名は

外務卿の命によつて該艦に乗込み、公使より朝鮮政府に贈る文書を持參して行つた。(六日朝出帆)其の文書は

左の通りである。(近藤書記官は九日夕仁川に到着、直に上陸して右書面を府使に交附して傳達せしめた。)

近藤領事携帶、托仁川府使、送寄政府書函

逕啓者、七月廿三日、有貴國人數百、圍公使館攻之、且於仁川府、再行襲擊等因、本官向在英國船飛魚號、上奏貴國 主上殿下、如別本、想既經御覽、本官特奉本國 欽命、再進貴京、將有所問、護衛以兵員、望於貴京內、再擇館舍、以充駐留、併望豫設兵員止宿之處、肅此、專泐

明治十五年八月五日 辦理公使花房義質

統理機務大臣閣下

領議政 閣下

七日井上外務卿は玄武艦に便乗して來關し公使に面晤其變情の詳細を聽取して公使以下の勞苦を感謝し、且つ我が政府の彼の政府に對する談判の方進竝に要求の諸件に就いて訓條・内訓條を交附し、更に九日には内訓狀を與へた。其の訓條類は少しく長文ではあるが、世に傳へられぬと思考せられるので、今

花房子爵家珍藏の原本より左に轉載する。

訓 條

辨理公使花房義質

七月二十三日朝鮮京城ノ事變報告ノ趣ニヨリ、更ニ特別ノ命令ヲ下シ、京城ニ進行シ、朝鮮政府ト談判ヲ開カシムルニ付、其方向ヲ示ス爲ニ、内閣ノ議ヲ經、訓條ヲ附スルコト左ノ如シ。

朝鮮兇徒ノ所爲ハ頗ル慘暴ヲ極メ、我國旗ヲ汚スコト少カラス、而シテ朝鮮政府ノ鎮壓ニ怠慢ニシテ交際ノ情誼ヲ重セサルハ、已ニ其罪ヲ問フニ足ルト雖、但タ新タニ外交ヲ開クニ當リ、物議洵々、從テ内亂ヲ釀成スルニ至ルハ、東方各國ノ均シク經歷スルトコロニシテ、免レサルノ事情タルトキハ、今般ノ事變ノ如キモ亦、之ヲ公法ト情誼トニ照シ、宜シク朝鮮政府ニ責ムルニ相當ノ謝罪、及ヒ要償ヲ以テスヘクシテ、未タ之ニ因テ、俄ニ兵馬ノ力ヲ藉リ、以テ其國ヲ蹂躪スルノ極點ノ處分ヲ施スニ至ラサルヘシ。

但シ兇徒猖獗ノ勢、未タ測ルヘカラスシテ、朝鮮政府ノ鄰誼ヲ顧ミ、交際ヲ保續スルモ亦、未タ預知スヘカヲサルカ故ニ、今陸軍兵ヲ派シ、重大ノ使命ヲ護衛シ、以テ危險ヲ冒シテ、京城ニ進行スルニ備ヘ、如シ不虞ノ變アルトキハ、進退自ラ護スルニ便ナラシム、政府ノ陸海軍將校ニ下セル命令、竝陸海軍卿ノ内訓、別紙ニ具スルトコロノ如シ。

此非常ノ變ニ際シ、兩國ノ爲ニ紛難ヲ解キ、更ニ和平ノ大局ヲ全クシ、又我國旗ノ辱ヲ回復シ、相當ノ處分ヲ得テ、以テ我臣民ノ心ヲ満足セシムルハ、實ニ使臣ノ大任トス、而シテ朝鮮ノ現狀種々ノ場合アルニ對シ、我臨機處分モ亦一樣ナルヘカラス、今畧ホ彼ノ情形如何ヲ區別シテ、以テ我辨理ノ目的ヲ示スコト左ノ如シ。

此事變ハ兇徒ノ朝鮮政府ニ對スル暴動ナルヤ、又ハ單ニ日本官民ニ對スルノ暴動ナルヤ、最初ニ之ヲ區別スルヲ要ス。

若シ朝鮮政府ニ對スル暴動ナルトキハ、更ニ左ノ二ツノ場合ヲ區別スヘシ。

第一、政府ハ已ニ兇徒ヲ誘鋤シタルトキ、

第二、政府ト兇徒ト未タ勝敗ノ局ヲ分タサルトキ、

右第一ノ場合ニ於テハ、直チニ朝鮮政府ト相當ノ談判ニ及フノ時機ヲ得タリトス。

第二ノ場合ニ於テハ、我レハ姑ク局外ニ立チ、陸海軍兵ヲ以テ專ラ開港所ヲ佔有シ、我在留人民ヲ保護シ、彼内亂終局ヲ待テ、政府又ハ新政府ト更ニ談判ヲ開クヘシ、其間政府ト開談ノ機會アルヲ得ルトキハ、從テ照會又ハ面晤ヲ以テ我要求ヲ提出シ、逼ルニ時日ヲ期シテ兇徒ヲ討滅シ、我國ニ對シ満足ヲ與フルヲ怠慢ナルヘカラサルコトヲ以テスヘシ、但シ、若シ鄰交ノ情誼ヲ以テ、政府ヲ援助シ、其内事ニ干渉スルニ至テハ、公法外應變ノ處分ニシテ、今豫メ之ヲ言明シ難シ。

若シ單ニ日本官民ニ對スル暴動ナルトキハ、朝鮮府ノ責重キ者トス、此時ハ左ノ三ツノ場合ヲ區別スヘシ。

第一、朝鮮政府ハ日本ニ對シ、不良ノ心ナシト雖トモ、其防禦ノ力及ハサルニ出タルトキ、
第二、政府ハ兇徒ノ暴動ヲ知覺シナカラ、防遏ヲ怠リ、又ハ事後ノ處分ヲ怠リ、交際ノ親誼ヲ忘却シタルノ事蹟アルトキ、

第三、政府ハ兇徒ト一致シタル時、例ヘハ政府又ハ當局者ヨリ兇徒ヲ教唆シタルノ證アルトキ、
右第一ノ場合ニ於テハ、朝鮮政府ハ我國ニ對シ怠慢ノ責ヲ免レサルヘシト雖トモ、其事情原諒スヘキアルヲ以テ、我カ要求スルトコロモ亦、公平至當ヲ要シ、最重ノ極點ニ出サルヘシ。

第二ノ場合ニ於テハ、朝鮮政府モ亦、我國旗ヲ汚スノ責ニ任スヘキヲ以テ、我要求ハ重大ノ點ニ於テシ、我談判ノ氣勢モ亦、迅急快烈ナルコトヲ妨ケサルヘシ。

第三ノ場合ニ於テハ、我カ辨理ハ極メテ激迫ナルヲ要シ、強償ノ處分ニ出、平和處分ノ範圍ノ外ニ在ルハ、避クヘカラサル事機ナリトス。

以上、彼レノ種々ノ情形未タ槩知スヘカラスシテ、從テ我使臣ノ取ルトコロノ位置モ亦、一定ナルヘカラサルヲ以テ、政府ハ使臣ニ委任スルニ、臨機ノ辨理處分ヲ以テシ、事宜ニ隨ヒ緩急操縱スルトコロアラシム。

使臣ハ宜シク政府ノ命令ヲ奉スルコトヲ怠ラス、派スルトコロノ陸海軍ト共ニ、直チニ仁川港ニ進ミ、上陸ノ後先ツ彼ノ同文司ニ照會スル文簡ヲ發シ、近藤領事ヲシテ仁川府使ニ附シテ政府ニ送致セシメ、同時ニ別段ノ情狀ヲ見出ササルトキハ、陸海軍ト共ニ直チニ京城ニ進ミ、彼ノ相當ノ全權アル高等官吏ニ面識ヲ要シ、時日ヲ期シテ我満足ノ處分ヲ求ムヘシ。

此目的ヲ達セントスルニ當リ、兇徒若シ更ニ亂暴ヲ逞クシ、不意ノ侵犯ヲ爲スカ如キアラハ、朝鮮政府ノ處置如何ニ拘ハラズ、我軍隊將官ノ臨機處分ヲ以テ、充分ニ鎮壓ノ力ヲ盡シ、以テ懲罰ヲ示スコトヲ妨ケサルヘシト雖モ、未タ朝鮮政府ニ向ヒ、宣戰ノ場合ニ至ラサルヲ以テ、使臣ハ尙ホ平和ノ位置ヲ保チ、進退自ラ護スルニ止マルコトヲ要スヘシ。

若シ朝鮮政府ニ於テ、我カ好意ヲ抛却シ、兇徒ノ障碍ヲ受ケルニ非スシテ、使臣ヲ接待セサルカ、又ハ忍フヘカラサル無禮ノ接待ヲ爲シ、又ハ開議ノ後モ、猶言ヲ左右ニ寄セ、故意ニ兇徒ヲ庇蔭シテ之ヲ處分セス、又ハ我カ要求ノ談判ヲ承諾セサルトキハ、已ニ彼ヨリ和平ヲ破ルノ心跡明白ナルヲ以テ、我政府ハ已ムヲ得ス、我カ至當ト認ムルトコロノ最後ノ處分ニ出ルノ一方アルノミ、此場合ニ至テハ、使臣ハ最末ノ書簡ヲ以テ、具サニ彼國ノ罪ヲ聲明シ、直チニ陸海軍ト共ニ仁川港ニ引退シ、便地ヲ佔據シ、迅速ニ事狀ヲ具申シ、以テ政府ノ大令ヲ待ツヘシ。

若シ萬一支那又ハ其他ノ各國ヨリ關涉シ、仲裁ヲ申入ル、コトアルトキハ、使臣ハ政府ヨリ外國ノ干

預ニ應スルノ命令ヲ得サルヲ以テ、明カニ之ヲ拒辭スヘシ。

想フニ朝鮮政府ハ素ヨリ和ヲ傷ルノ意アルニ非ルハ、我政府ノ信スルトコロナレハ、使臣ノ誠意ヲ以テ、再ヒ兩國ノ大局ヲ保全シ、反テ將來ノ爲ニ永遠ノ善良ナル交際ヲ得ルニ至ラハ、其要求ト保證ノ條約ヲ併セテ、彼國相當ノ大臣ト便宜ニ換約シ、以テ批准ヲ請フノ全權ハ、我政府ノ使臣ニ附與スルトコロナリ。

開議ノ際、同時ニ堀本中尉以下ノ安否ヲ探聞シ、及ヒ釜山元山津仁川各港ノ在留人民ヲ保護スルハ、使臣ノ陸海軍官ト俱ニ注意スヘキ所ニシテ茲ニ詳悉ヲ要セス。

明治十五年八月二日

外務卿井上馨

外務卿
井上馨
印

内訓條

辦理公使花房義質

朝鮮政府ニ對スル要求ノ件

第一

朝鮮政府ハ其怠慢ノ責ニ任シ、我國ニ向テ文書ヲ以テ謝罪ノ意ヲ表シ竝ニ左ノ件件ヲ履行スベシ。

第二

我要求ヲ受ケシヨリ十五日内ヲ期シ兇徒ノ黨類ヲ拿捕シ、我政府ノ満足スル嚴重ノ處分ヲ行フベシ。

第三

遭難者ノ爲ニ相當ノ贍恤ヲ爲サシムベシ。

第四

條約違反及出兵用意ノ費ニ對シ賠償ヲナスベシ、賠償ノ高ハ我準備ノ實費ニ準スベシ。

第五

將來ノ保證トシテ朝鮮政府ハ今ヨリ五年ノ間我カ京城駐在公使館ヲ守衛スル爲ニ充分ナル兵員ヲ備フベシ。

第六

我商民ノ爲ニ安邊ノ地ヲ以テ開市場トナスベシ。

第七

以下三條口授ニ付

若シ朝鮮政府ノ過失重大ノ事情アルトキハ、巨濟島又ハ松島ヲ以テ我國ニ讓與シ謝罪ノ意ヲ表セシムベシ。

第八

若シ朝鮮政府中兇徒ヲ庇護スルノ事跡アル主謀者ヲ見出ストキハ、政府ハ直チニ其主謀者ヲ免黜シテ

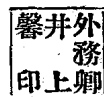
相當ノ處分ヲナスベシ。

第九

彼レノ情狀至重ノ場合ニ於テハ、強償ノ處分ニ出ルハ臨機ノ宜ニ從フ。

明治十五年八月二日

外務卿井上馨



内訓狀

花房辦理公使

今般相達候訓條ノ外、猶左ノ件々朝鮮政府へ請求シ、承諾ヲ遂ケシムヘキ事

- 一、咸興大丘楊華鎮開市ノ事
- 一、公使領事館員内地旅行ノ事
- 一、元山安邊事變處分ノ事
- 一、通商條約ノ要領ヲ取極ル事

右追訓候事

明治十五年八月九日

井上外務卿 (馨)

仍つて十日公使は訓令を奉じて明治丸に便船して再び朝鮮に向ひ、高島鞞之助少將等は軍隊を率ゐて是を護衛し、十二日午前十一時仁川に到達した。この時清國より内亂鎮壓の爲差遣の軍艦二隻場威超勇碇泊

中に付き公使は早速に清將馬建忠等と往來尋問し各々使事の大意を告示し共に了解した。序で乍らこの清國の軍艦軍隊の派遣は實に敏活を極め、是れは閔妃の請願に基いたとも傳へられて居るが、八月十一

日(陰曆六月廿九日)既に仁川に到達し直に清兵は京城に進入したと云ふ。(水野大尉老父等は御用によつて上京し、大尉は十一日陛下の御前に召されて遭難始末を奏上した。)

翌十三日公使以下上陸して仁川府に至つた處、夜半兵曹判書趙寧夏・吏曹參判金宏集等は清將馬建忠の書を携へて公使を訪うて種々政情を陳述して數日入京の猶豫を請ふに依り二日間の滯留を諾した。次いで十五日に及んで我が歩兵一中隊を先發せしめて揚華鎮に進んだ處、此日伴接官尹成鎮等京城より仁川に來つて入京の延引を請ひ、又前日の趙金兩人も來訪したが、公使は頑として聽さず、十六日早朝に公使は軍隊を率ゐ堂々と京城指して進發した。沿道人民は先日清國軍隊入城を見、今日我が軍の進行に遭つて愕然として大に色を失ひ大亂の將に迫る思を爲して避難するものさへあるので、公使は其の動搖狼狽を防ぐ爲に途中左の揭示をなさしめた。

揭示

我兵來此、非有他意、日前我公使之在京、亂民作黨、焚館弄兵、故我政府特派兵、護衛公使、固非以事于戈、則耕者不舍鋤、織者不止杼、各安其業、萬勿惶懼動搖

明治十五年八月

大日本公使館書記官

朝鮮政府は猶も入京中の公使に途中三回も書を以て留まらむ事を請ふたが皆な聽さず、進軍を續けて終に楊華鎮に至つて漢江を渡つた。彼岸には京畿觀察使洪祐昌等出迎へて京城内に館舎の設備の無き爲に大院君の別業伏波亭を旅次として駐まる事を懇請したが、公使は其れを辭退し、近藤書記官に一小隊を附して洪祐昌と共に先きに京城に赴かしめ夜八時城内南部泥峴李鍾承の宅を以て行館とした。この時大院君より餉を贈り來たが固辭して受けず、兵餉を朝鮮に仰ぐの嫌を避け兼て大院君の執政を承認せぬ意を表示したものであつた。十八日高島仁禮兩少將・山口侍從長等相繼いで入京し、十九日禮曹判書李會正は公使を語ひ、又國王よりは慰問として參判趙秉鎬を差遣せられ且つ謁見の期を定めた。因つて二十日公使は約の如く王城に赴いて重熙堂に於いて國王に謁見し『今般の事變は實に交際斷續の係る所であるが、我聖上には此舉の朝鮮國王の本意に出づるに非らざるを知られ、務めて和局を保持せむ事を欲し給ふにより、今次再び義質を差遣して議せしめられるのである。云々』と再渡の趣意を陳べ、更に語を續けて『今日國王に謁見して此議案を呈出するを得たのを以て和局を保全するの望、殆んど既に成るの念がある』と述べて、我が要請箇條書を呈出し、且つ三日間を期して回答を望む旨を附言した處國王には『領議政に委任するから總へて能く話合ふ様に』と云ふ挨拶であつた。國王との謁見を終へて攝政大

院君に別殿に於て謁し、少時の後、更に別席に於いて領議政洪淳穆と面晤し、我が要請箇條の決答期三日を約して退城した。翌二十一日差備官某、公使の館を訪うて回答の延期を乞う旨を傳へたので、公使は是れを斥け、直に領議政に贈書して期限の一日も忽にす可からざるを注意した。然る處、二十二日彼は答書して『王妃の山陵看審の命を受けて今朝より出張するから、歸京迄には數日を要する』といふ。蓋し是れ全く出陵視察に事寄せて回答を遷延せむとの意志なることが明かであれば、公使は高島仁禮兩少將と協議の結果、即日退京の計を定め國王に左の書を奉つて、他事にこと寄せて徒に期を遷延せしむるは國交の道を失するものであれば、駐京の益なく速に退京する旨を述べ、職務を近藤書記官に托して二十三日朝憤怒の色を見せて京城を去つて仁川に引上げた。

日本國辦理公使花房義質敬

奉、再昨辱賜陛見、以本國要請案件、躬進上奏、且期三日賜決答、幸承臨期委領相、爲應酬之諭、然而本日接領議政洪淳穆書函、曰、今朝始承山陵看審封標之命、曉方發往、可費數天矣、義質、深怪殿下曩許義質以會同領相理事、而今又命以他事、使兩國公幹、無由按期講定、夫焚館逐使、辱國之甚、非樽俎之所可結局、唯我主上夙知殿下睦隣盛意攸在、故使義質先圖雪冤辱持舊好、而殿下輕忽兩國交際如此、則、義質之望殆絕、當歸奉事由、但以兩國數百年交好、一朝將湮、不得不一言、因茲上奏、惟祈聖明照鑒

明治十五年八月廿二日

公使の立後、金宏集・李祖淵は遑遽として來館し、近藤書記官に面晤して後圖を問うた。是日領議政は再度書を公使に贈つて、山陵看審の勅命を奉じた爲に回答遷延の止む得ない旨を告げた。(公使は又翌二十四日答書して再度其の失體を責め且つ事の是に至るを歎ずる意を述べた。)此夕(三〇日)清將馬建忠等陸兵を率ゐて入京し、翌二十四日親ら我が行館を訪問して公使に面晤を求めた。よつて書記官は公使の既に退京の旨を告げた處、馬建忠は直に馬を飛ばして仁川に公使を訪ひ、行期の延引並に朝鮮の國亂をば共に議して其の善後策を講ぜむことを勧めた。(是日京城の近藤書記官等も亦京城を引上げて濟物浦に來る。)二十五日公使は花島(濟物浦を距る事北半里)の馬建忠の館を訪問して昨日の遠來を謝し、本事變の善後に就いては、他國の其の間に入るを欲せぬ意を陳述し、且つ明日の内、彼政府にて大臣を此の地に派遣せざる時は國交斷絶の旨を暗示した處、馬建忠はこの旨を彼政府に知らしむべしと語つて京城に赴いた。翌二十六日領議政は書を公使に贈つて商辨の爲に再び其の入京を促したので、公使は即日答書して更に今日より二日間艦を停めて其の親ら來浦して議するを待つゝの意を告げた。因つて彼政府よりは領相大員を派遣して議する旨を答書し來た。(陰曆七月十四日付)かく彼れに我が意を入れるに至つたのは馬建忠の諭告と大院君拉致の事由に據ることは論ずる迄も無い。

馬建忠は朝鮮の政情に深く注目して日鮮間の葛藤は引いては清國の不利となるを觀察して、兩國の和議を遷延せしむ大院君を拉しするに然かずと思意し、一日○陰曆七月十五日大院君を酒宴に事寄せて其の陣中に招

き、直に轎に乘らしめて疾走し南陽灣碇泊の彼の軍艦に移乗して是れを清國に拘送した。野心満々たる革命兒大院君はかく短時日の執政期を史上殘して遂に保定府幽囚と變り、後、再び登遐を傳へられた閔妃中心の世に復歸し、其の政權の盛衰得失の變化は實にかく急速なものであつた。この大院君の拘送こそは彼政府の局面に一變を與へ、且つ彼我兩國の修好約條締結上に甚大の好果を與へた事は記す迄も無い。

(六) 濟物浦條約の締結

二十八日仁川府使任榮鎬は諭書を携へて公使を訪うて本日此の地に全權大臣李裕元・副大臣金宏集の兩人の來るを報じた。因つて公使は會見の場所を比叡艦と定め、小蒸氣船を以て彼等を迎へ、兩人の來艦は夜の十時であつたが、公使は直に議を開始して我が要請各條の承認を迫つた處、朝の三時に至るも猶ほ言を左右にして要領を得ぬ。仍つて一先づ議を中止し明朝の會見を約した。翌二十九日李祐元は病と稱して金宏集獨り來艦再び協議するも同じく議定せぬ爲に、公使は上陸して花島滞在の李裕元を訪うて強議し、遂に各條を議決承認せしめ、翌日濟物浦に於て互に其の條約文に鈴印を行つた。是れ即ち史上に濟物浦條約と稱するもので、時に明治十五年八月三十日午後二時。碇泊の我が軍艦は敬賀の祝砲を放つた。仍つて公使は即日中山議官補を迅鯨艦にて條約成立の報告の爲に歸航せしめた。

右締結の條約各條は外務卿の訓條に則り、時宜を量り多少斟酌を加へたものである。參考迄に摘録附

記して置く。猶ほ右條約は専ら這般の事變に關するを以て朝鮮政府は敏速に諸件に著手すべきもので、批准を待つて行ふ可きの類にあらざるものとして、批准を交換せざる事と約定した。

又此の際兩國の親好を表示し、且つ貿易に便利する爲に續約二ヶ條を締結し、是れは批准の交換をなす事に約定した。締結の和親條約並に續約は左の通りである。

日本歴七月廿三日
朝鮮歴六月九日

之變、朝鮮兇徒、侵襲日本使館、職事人員、致多罹難、朝鮮國所聘、日本陸軍教師、亦赦慘害、日本國爲重和好、妥當議辨、即約朝鮮國實行下開六款、及別訂續約二款、以表懲前善後之意、於是兩國全權大臣、記名蓋印以昭信憑

第一

自今期二十日、朝鮮國捕獲兇徒、嚴究渠魁、從重懲辦事

日本國派員眼同究治、若期內未能捕獲、應由日本國辦理

第二

日本官胥遭害者、由朝鮮國優禮瘞葬、以厚其終事

第三

朝鮮國撥支五萬圓、給與日本官胥遭害者遺族並負傷者、以加體卹事

第四

因兇徒暴舉、日本國所受損害、及護衛公使、水陸兵費、內五拾萬圓、由朝鮮國填補事
每年支十萬圓、待五個年、清完

第五

日本公使館、置兵員若干、備警事

設置修繕兵營、朝鮮國任之

若朝鮮國兵民、守律一年之後、日本公使視做不要警備、不妨撤兵

第六

朝鮮國、特派大官、修國書、以謝日本國事

大日本國明治十五年八月三十日

大朝鮮國開國四百九十一年七月

日本國辦理公使 花房義質

朝鮮國全權大臣 李裕元

朝鮮國全權副官 金宏集

日本國與朝鮮國、嗣後爲益表親好便貿易、茲訂定續約二款、如左

第一

元山釜山仁川各港間行里程、今後擴爲四方各五十里、自條約批准之日起算周歲爲一年更爲各百里、自今期一年後、以楊花鎮各開市場事

二第

任聽日本公使領事、及其隨員眷從、遊歷朝鮮內地各處事

指定遊歷地方、由禮曹給照地方官勘照護送

右兩國全權大臣各據

論旨立的盖印、更請

批准二個月內日本明治十五年九月於日本東京交換

大朝鮮國開國四百九十一年七月 日

大日本明治十五年八月三十日

朝鮮國全權大臣 李裕元

朝鮮國全權副官 金宏集

日本辨理公使 花房義質

(七) 條約締結後の諸件

如上和親條約も締結されて兩國の交誼は復舊したので、九月三日公使以下は我が陸海軍將校等と共に異域の鬼と化した堀本中尉以下殉難勇士の屍軀を江華島或は仁川等より移して濟物浦の東、濁溪峴に改葬した。是日朝鮮政府よりは約條第二款により禮曹佐郎嚴錫瓊をして供物を備へしめ、仁川府使任榮鎬、花島別將金弘臣等は墓前にて三拜の禮を行ひ極めて鄭重で皆な満足であつた。公使は勇士の墓前に左の祭文を讀んで諸靈を慰藉した。

明治十五年九月三日、辨理公使花房義質、以清酌庶羞之奠、祭七月廿三日漢城死難人、陸軍中尉堀本禮造及語學生岡内恪・池田平之進・黒澤盛信・巡查川上堅輔・池田爲善・本田親友・及廿四日仁川死難人巡查廣戸昌克・宮鍋太郎及水島義・近藤道堅・與鈴木金太郎・飯塚玉吉之靈於仁川港、嗚呼漢城之變、烈如燎毛、咄彼兇徒、狼嗥豸眇、縱其恐睢、文武遁逃、中尉俊豪、訓兵服勞、久駐都監、勤摯款邀、視外猶內、節制甄陶、旗幟一新、酬德虐敖、且及七士、勇鬪致死、矧彼仁川、伏莽突起、誰曰地厚、其危如紙、血肉狼藉、化爲異鬼、嗚呼悲哉、民兵通謀、友邦是讎、我皇赫怒、誰任其尤、艦船蔽海、事歸津修、茲收遺體、厥宅維幽、濟物之浦、邦人雲稠、我任辨理、改葬斯丘、有滂我淚、山長水悠、嗚呼哀哉尙饗、祭畢、依招魂社例、張角觥技、以慰神靈、先是以仁川開港期迫、命水野三等屬・鈴木六等屬等、塔郵船品川號來、建設官舍、方遇馬關、適接變報、爲留數日、至此始來、而和戰未可知、工匠雜役百餘人、徒手曠日、以溪事平、不耐脾肉生、聞催角觥、皆喜上場、東西分班、一人司勝負、絕無喧

嗟、其多力自顛、精技持危、與避實批虛者、不必由軀幹小大、死難諸君之靈、其能知此事乎

是日、領議政は公使に贈書して條約第一款の兇徒處刑の事は鈴約前二十九日（陰曆七月十六日）枉尋利泰の二里を襲うて其の十餘人を捕へて何れも法に處し、餘黨は奔竄した旨を告げ、是を以て亂黨の誅鋤は終了したものであるといふ。其の實 清兵該二里を襲うて十餘人を斃し、十餘人を捕へて斬首したものとす。公使は罪名を言はず罪魁の誰たるか、

將又下手人の誰たるか、皆ら不詳であり、且つ其の餘黨奔竄を以て誅鋤に歸すものとは認め難いとなし、近藤書記官を入京せしめ、領議政に就いて其手續を質した處、領議政は其の不都合を悟り先きの書面の返却を求めた。仍つて是を諾した。

七日公使は入京して泥峴の李鐘承邸を以て行館とし、兇徒處分に就いて領議政に會見を求めた處、閔妃の還宮奉迎の爲に忠州に赴いて不在につき前領議政金炳國代つて面議する事となり、八日彼と會晤して兇徒追捕を促した。十二日九名の兇徒を得たるを報じ、續いて其の口供を送致し、因つて同日再度金炳國に面晤して其の處罪の方法を質し其の罪狀の輕重を協定し、且つ曩に枉尋利泰の二里に於いて捕獲處刑者の罪犯の供狀を追查し、我に對する罪人都合十三名を得た。尤も黨魁を究治するは極めて難事であれば最早多殺を要求せず唯だ新捕の罪人四名を死罪に處し内一人病死餘は刑配三名、放免一名と定め、十二日閔妃還宮の慶日の前を以て處斷を約し、即夜刑場を敦義門外慕華館の前に設け公使館より岡警部・淺山屬・老父外一人立會且つ我兵一小隊警戒の上、朝鮮國法に依つて執行した。（處刑は翌朝二時に及んだ

が前夜の事をしてある。猶是れと前後して武衛大將李景夏・壯衛大將申正熙の兩人は内亂を未前に防ぎ得ざりし罪責を以て免官となり、死を減じて島配に處せられた。而して公使は翌日還宮の慶日に付き梟を收めて恩を示す可き旨を左議政に照會したところ、彼にては是れを承諾した。

公使の斯く如く處刑を速行したのは清國の干涉の道を啓くを避けむが爲である。(公使の入京の途上、馬建忠贈書して其の意を暗示して居た。)兎に角閔妃還宮の慶日を界として事局を終結としたものであつた。猶此處分の不足を補足せむが爲に大院君建碑、所謂斥洋の碑を毀ち、更に善隣重交の意を全國に嚴達揭示するを希望した處、彼の政府にても異議なく、早速に十四日先づ城内大路鐘閣前の右建碑を毀却し續いて國內各道に和親の揭示をなした。

花房公使示左議政金炳國書

我國與貴國結約往來、爲日猶淺、未免貴國人民挾嫌疑、曩有安邊之案、繼有京城之變、無不皆因斯弊也、今也京城之事纔定、而安邊之案猶存、然我國固不喜苛察、試爲貴國思善後之謀、莫若使人民開自新之道、知交涉之誼、往年所建洋夷侵犯之碑、不爲無啓猜疑之媒、今貴政府能毀此碑、更將善交盛意指示八道軍民、俾基銷嫌于前而篤信于後、則既往獄案不必深究、以安反側可也、是爲懇

照覆者、昨奉奉函、忻悉、政府揭文謄呈、覽亮是希、藉頌台祺

壬午八月初六日

領敦寧府事金炳國

辨理公使花房義質閣下

善鄰厚好、國之大事、聯盟結款、誼同一家、乃與日本修約以來、爲日尙淺、各道軍民、未免挾嫌懷疑、時或粗暴滋事、失信於鄰邦、取訾於天下、國家之恥莫大焉、現懲前毖後、益修親好、以爲善後之計、嗣後如何行暴逞兇、狀害外人者、不論其亂首與加功、逮捕誅戮、以正國法、及有妄唱邪說、結黨聚類、指斥外人、以傷好睦者、立即處分、決不寬貸、爲此通諭八道四都軍民人等知悉

京外所立斥洋碑刻、時措有異、故普行拔去

○斥洋の碑

洋夷侵犯、非戰則和、主和賣國

戒我萬年子孫

丙寅作辛未立

○右の碑文の拓本竝に解説は本誌第二號第一卷の巻首に掲載してある。

こゝに於いて多年凝結の斥洋論も一朝に氷解の實迹を顯し、又我が要請の各條件略緒に就いたので、事變以來の駐劄軍隊は守備の爲陸兵一中隊を京城に駐め、軍艦一隻づつを各港に碇泊せしめ、他のものは一先づ全部歸國と決した。因つて國王は十六日特に公使竝に陸海軍將校等を引見して親しく事變の和平

に歸したるを欣喜し、猶ほ將來の親睦を希望するとの諭があり、後、別殿に於いて酒肴の饗があつた。

十八日公使は事變並に條約の顛末奏上報告の爲に近藤書記官を代理公使として京城に駐劄せしめて、仁川に赴き、二十一日明治丸に便乗して歸國の途に就いた。老父等は近藤代理公使に隨つて翌年迄京城へ留まつた。又條約第六款に基づ

いて朝鮮より修書謝罪の特使として正一品錦陵尉朴泳孝を遣日本全權大臣兼修信使に、金晚植竝に金玉均を其の副使に任じて十九日發京、二十一日公使等と同じく明治丸に便乗した。序で乍ら朝鮮の舊國旗はこの使臣が來航に際し、船中に於いて考案し且つ始めて使用したものと傳へられて居る。其の構圖の暗示は我より與へたもので、是等に關して左の參考史料がある。序で乍ら附記して置く。

朝鮮ノ國旗ハ我之ヲ助ケテ速ニ制定セシムヘキノ議○花房子爵藏

船艦ノ洋中ニ在ルハ見テ邦國ノ一部トス、其之ヲ標識スル獨リ旗章アルニ由ル故ニ旗章ナキハ猶國ナキカ如シ、而シテ朝鮮從來國旗ナシ、其用ヲ知ラサルニ由ルト雖モ、抑又清國ニ憚ル所アル也、頃日黃遵憲ノ朝鮮策ヲ見ルニ、朝鮮ヲシテ清國ノ龍旗ヲ用シメントスルノ意アリ、若シ此策ニ從ヒ彼龍旗ヲ用シムレハ卽是清國ナリ、朝鮮アルニ非サルナリ、故ニ我ヨリ朝鮮ヲ助ケテ速ニ國旗ヲ制定セシムルハ朝鮮ヲ存スル策ニシテ、又東方均勢ノ一策ナリ、其之ヲ制定セシムル今日卽其時ナルカ如シ、何トナレハ船艦ノ航行ニ方テ旗章ヲ用キ其國ヲ表識スルノ不可己事タルハ朝鮮既ニ之ヲ知ル、之ヲ知テ未タ制定セサルモノハ創制ニ屬スルヲ以テ清國ニ憚ル所アルナリ、若シ清國ヲシテ與リ聞シメハ彼ノ

龍旗ヲ用シムルヤ必セリ、一旦事如是ニ至レハ卽朝鮮ナキナリ、故ニ我ヨリ之ヲ賛ケテ別種ノ國旗ヲ制定セシムルハ其獨立ヲ標スル所以ニシテ朝鮮ヲ存スル易簡ノ便法コレヨリ過ルナシ、況ンヤ朝鮮ノ今日一ニ西洋形帆走船ヲ購ヒ繼テ汽船ヲ要スルニ及ントスル、義質第三第七ノ別信ニテ已ニ上申ニスルカ如キ時ニ在テヲヤ、此際ニ當テ我ハ務テ其舉ヲ賛シ恰當ノ汽船ヲ買得セシメ或ハ會テ議セラレシ如ク千代田號ヲ贈リ其授受ノ際ニ於テ我ヨリ指示シテ其獨立ノ旗章ヲ掲ケシメ以テ將來成法ト爲サシメハ清國モ之ヲ可否スルノ機ナリ、朝鮮モ安ンシテ之レニ從フヲ得ヘシ其旗章ハ白地ニ青白紅三色ノ抱合ノ三巴ヲ用ヘキカ如シ、此三巴ハ其官府ノ標識ニシテ官衙宮觀ノ門扉皆之ヲ畫ケリ、朝鮮從來遵用スル所ノ記號ナルヲ以テ、縱令創制ニ屬スルモ人之ヲ怪マス一定ノ後ト雖モ内外異議ナキハ勿論ナリ、且聞ク閣下江華締約ノ時年號論ニ續テ國旗ノ議アリ、宮本之ヲ彼大臣ニ告タリト、義質頃日造意ニテ彼大臣我館ニ來ルノ日ニ於テ、豫シメ三巴ヲ刺繡セシメ彼國旗ニ擬シ我日章旗ト並ヘ掲ケテ兩國同心ノ意ヲ表セシニ皆之ヲ首肯シ、後日國王之ヲ聞カレ特ニ近侍ノ臣某ヲシテ來リ見セシメラレタリ、右ハ我國旗ノ日章ニ假ニ三巴ヲ縫付タル迄ニテ其形我國旗ト甚タ相似テ制作亦極メテ簡易且辨識シ易シ、是レ三巴ハ朝鮮ノ國旗ニ適スル者ニシテ、我ヨリ助ケテ之ヲ制定セシムルハ實ニ朝鮮ノ獨立ヲ標シ以テ之ヲ存スルノ策ニシテ、又東方他年均勢保持ノ道ニ於テ深慮在ル可キ所タリ、今朝鮮政府船艦購求ノ舉アラントスルニ際シ、聊意見ヲ陳シ以テ採擇ニ供スルコト如此、敬具

明治十四年 月 日

花 房 義 質

外務卿井上馨閣下

(八) 花房公使の歸朝復命

花房公使は二十八日東京に着したが、其の途中到る處大歓迎であつた。殊に着京の日は思召に據つて新橋驛より直に參内して 聖上陛下に謁見を仰せ付けられ、急變より條約締結に至る迄の詳細を復命申上げた。この時 陛下より公使に左の優渥なる勅語を賜はつた。

汝義質朝鮮京城ノ變ニ遭逢シ、頗ル艱難ヲ極メ、再ヒ訓令ヲ帶ヒ彼地ニ渡航、反復辯論、事和平ニ歸ス、之レ汝義ヲ執テ撓マサルノ致ス所ロ、朕深ク之ヲ嘉尙ス

又同時に『叙勳二等年金五百圓下賜候事』の辭令をも亦賜つた。公使以外の遭難者にも其後十月廿四日夫々叙勳賜金等の御沙汰があり、猶、是れより前、同月十八日に特別の思召によつて、花房公使一行竝に高島仁禮兩少將以下兵卒に至る迄を振天府に召されて茶菓を賜はつた。(朝鮮在留の爲め不參の人々には酒肴料を下賜せられた。)

次いで十一月に花房公使は外務三等出仕に轉任し、竹添進一郎が是れに代つて京城に駐劄することゝなつた。この竹添公使駐劄の節、條約に基いて公使館護衛の爲め歩兵一個中隊を駐在せしめ、清國にて

も同じく公使袁世凱の護衛として二千餘の兵士を駐屯せしめた。然るにこの不權衡の兩軍は數年ならずして遂に衝突し、再び同胞の鮮血を漢城に流す事となつた。是れ即ち『明治十七年朝鮮事變』彼にて『甲申變』と云ふもので、少壯日本黨の志士によつて計謀せられた政變であるが、遂に不成功に歸した。是れ竹添公使の外交上の失策に據ると稱せられて居る。(前記川上氏はこの十七年事變の節にも京城に在留して、銃劔を執つて清兵と戦つた一人である。)

さて以上記述の拙文は明治十五年朝鮮事變の終始顛末であるが、如上好結果を收めて舊好を存し和局遂に全きを得たのは、實に上明治大帝陛下の聖德威武のしからしめたのは勿論であるが、又其の殉難の犠牲並に公使以下の勳勞に據るところがある。

(附)

○英艦長への御下賜品

日本政府は我が公使以下遭難者を救助し且つ本事變に就いて種々便宜を與へた前記英艦フライイング・フィンユ號の艦長以下に敬謝する爲に太政官より我が勳章を贈與する意向であつたが、外務省より當時英國にては他國の勳章受領を許さぬ規定があるとの申出で、遂に勳章の事は沙汰止みとなり、其の代として皇室より記念品を贈呈する事となつた。因つて同年十一月二十二日○十五年宮内省より外務省を経て同艦長ホスキンへ銅製花瓶(茶壺形組建金御紋付雲龍透し彫)壹個並に書籍三部(征韓偉略・朝鮮史略・朝鮮事情)を

下賜せられた。猶、右銅製花瓶臺には特に金象眼を以て左の意味が彫刻してあつたと聞いて居る。

朝鮮變亂ノ際、日本辨理公使花房義質等ヲ載セ扶助セシ記念ノ爲メ、日本 皇帝陛下ヨリ英國飛魚號 艦長アル・エフ・ホスキン氏へ之ヲ贈與ス

明治十五年十月

右の花瓶に朝鮮關係の書籍を添へられた事は中々意味のある事と思考せられる。

○靖國神社に於ける招魂祭

十一月二日^{〇十年}事變に殉難の堀本中尉等十四人の靈を靖國神社に合祀し其の招魂祭が行はれた。其後花

房公使始め遭難者は神社に祭典基本金を奉納して毎年七月二十三日京城退去の日を以て祭典を執行し、

今猶繼續せられて居る。

筆者曰く、毎年七月廿三日午前十時より靖國神社に於て右の祭典執行につき殉難者の御遺族並に遭難者及び其の御子孫は參列せられ度い。

○墨堤路畔に於ける殉難記念碑

明治二十年七月に至つて花房公使以下當時遭難者一同は相謀つて殉難者の偉勳を後世に傳へ、又其の諸靈を慰めむが爲に隅田川の梅若墓畔に建碑した、其の銘文は左の如くである。

守命供時(篆額)

明治十五年七月朝鮮之變、堀本中尉等十四人見害當時同遭難、而幸免者二十六人、乃相謀建碑永寓感
愴之念

明治二十年七月

特命全權公使從三位勳二等花房義質顯額

外務省記録局長從五位勳五等近藤眞鋤撰

勳七等石幡貞書

裏面に漢城殉難七人、仁川殉難七人竝に建碑者各々の姓名が刻せられてある。希くは墨堤行路の諸彦
暫く同碑の前に足を止めて其の英靈を弔慰せられむことを。

猶ほ筆者の爲に數々遭難當時の追憶談をせられた前記の川上立一郎氏は本年二月に卒去せられて、
拙稿を呈する事の出來ざるは深く遺憾に耐へない。今本稿の校正を擲筆するに際し謹んで哀悼の
誠意を表するものである。

武田勝藏